

## 令和7年度 所定疾患施設療養費算定の状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなっております。

厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### 算定要件

- 対象となる入所者の状態は、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪です。
- 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定します。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

### 所定疾患施設療養費 I 算定状況

R7.4.1 蜂窩織炎（7日）投薬

R7.4.10 尿路感染症（7日）検査・投薬

R7.4.10 蜂窩織炎（7日）投薬

R7.4.21 尿路感染症（5日）検査・投薬

R7.5.8 带状疱疹（7日）投薬

R7.6.15 尿路感染症（5日）検査・投薬

R7.7.1 尿路感染症（5日）検査・投薬

R7.7.18 尿路感染症（5日）検査・投薬

R7.9.10 尿路感染症（5日）検査・投薬

R7.9.27 尿路感染症（5日）検査・投薬

R7.11.2 尿路感染症（7日）検査・投薬

R7.11.4 尿路感染症（5日）検査・投薬

R7.11.19 尿路感染症（7日）検査・投薬

R7.11.27 尿路感染症（7日）検査・投薬

R7.12.10 尿路感染症（7日）検査・投薬

R7.12.19 带状疱疹（7日）投薬

R7.12.27 蜂窩織炎（7日）投薬

R8.1.4 尿路感染症（7日）検査・投薬

R8.1.11 带状疱疹（7日）投薬

R8.1.19 尿路感染症（7日）検査・投薬

R8.2.6 尿路感染症（7日）検査・投薬

R8.2.19 尿路感染症（5日）検査・投薬

R8.2.22 尿路感染症（7日）検査・投薬

R8.3.1 蜂窩織炎（5日）投薬

R8.3.2 蜂窩織炎（3日）投薬

R8.3.2 蜂窩織炎（5日）投薬

R8.3.6 尿路感染症（5日）検査・投薬

R8.3.10 尿路感染症（7日）検査・投薬